

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市廃棄物処理施設条例(昭和47年大分市条例第7号。以下「条例」という。)第2条に規定する施設の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(昭61規則29・全改、平16規則92・平19規則23・一部改正)

(組織)

第2条 条例第2条に規定する施設は、環境部清掃施設課に所属するものとし、次の表の左欄に掲げる施設については、それぞれ同表の右欄に掲げる施設により構成するものとする。

施設	構成施設
大分市福宗環境センター	ごみ焼却施設及びリサイクルプラザ(大分エコライフプラザを含む。)並びに最終処分場
大分市佐野清掃センター	ごみ焼却施設及び最終処分場
大分市大洲園処理場	し尿処理施設
大分市関崎清浄園	最終処分場

(平19規則23・全改、平20規則17・平24規則13・一部改正)

(職員)

第3条 条例第2条に規定する施設(大分市関崎清浄園を除く。以下「施設」という。)に所長又は場長(以下「所長等」という。)を置く。

- 2 施設に次長を置くことができる。
- 3 施設に参事補、主幹、主査及び専門員を置くことができる。
- 4 所長等は、上司の命を受け、施設の管理運営及び所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 次長は、所長等を補佐し、施設の事務を処理する。
- 6 参事補、主幹、主査及び専門員は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

(分掌事務)

第4条 施設の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関すること。
- (2) ごみ及びし尿の受入れ並びにこれらの処理に関すること。
- (3) 使用料の徴収に関すること。

(平19規則23・一部改正)

(専決事項)

第5条 所長等の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。
- (2) 所属職員の休暇及び欠勤に関すること。
- (3) 所属職員の市内旅行命令に関すること。
- (4) 庁用自動車の配車及び運行に関すること。

(昭61規則29・一部改正)

(報告)

第6条 所長等は、専決した事項で必要と認められるものについては、直ちに上司に報告しなければならない。

(昭61規則29・平19規則23・一部改正)

(代決)

第7条 所長等が不在のときは、その専決事項は、次に定める者が代決することができる。

- (1) 参事補又は主幹(以下「参事補等」という。)を置く場合にあっては、参事補等(参事補等が不在のときにあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員)
- (2) 参事補等を置かず次長、主査又は専門員を置く場合にあっては、次長又は主管事務について主査若しくは専門員

2 前条の規定は、前項の代決について準用する。

(昭61規則29・昭62規則39・平3規則23・平5規則21・平19規則23・平24規則13・平25規則50・一部改正)

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年規則第54号)

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和61年規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年9月1日から施行する。

(大分市鬼崎不燃物処理場管理規則の廃止)

- 2 大分市鬼崎不燃物処理場管理規則(昭和56年大分市規則第23号)は廃止する。

附 則(昭和62年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年規則第21号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第23号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第6号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第92号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第23号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。